

令和7年度 一般会計歳出6款3項5目 地域療育センター運営事業 使用料及び賃借料

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 障害児福祉保健課	担当者名 さかい・たかはし 坂井・高橋
				電話 045-671-4279

設 計 書

1 委託名 南部地域療育センター多目的室賃貸借2 履行場所 横浜市南部地域療育センター3 履行期間 ■期間 契約締結日 から 令和12年3月31日まで又は期限 □期限 年 月 日まで4 契約区分 ■確定契約 □概算契約5 その他特約事項

6 現場説明 ■不要□要(月 日 時 分 場所)

7 委託概要

リース料(設置工事費、将来解体・復旧工事費)

8 部 分 払

■ する (20回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	单 価	金 額
賃借料 (設置工事、将来解体・復旧工事含む)	R7. 4- R12. 3	別途 各年度支払予定金額参照			

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____ . ____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____ . ____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____ . ____

內 訳 書

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

料 斗 目 別 内 訳 尺 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
【1. リース費】						
リース費		1	式			
小計						
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

料 斗 目 別 内 訳 書

名 称	形狀寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
【2. 設置工事】						
共通仮設工事		1	式			
直接仮設工事		1	式			
基礎及び土間工事		1	式			
本体工事		1	式			
屋根、板金工事		1	式			
左官及びタイル工事		1	式			
内装工事		1	式			
給排水衛生設備工事		1	式			
電気設備工事		1	式			
空調換気設備工事		1	式			
外構工事		1	式			
諸経費		1	式			
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

科 目 別 内 訳 書

名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
【3. 将来解体・復旧工事】						
共通架設工事		1	式			
直接仮設工事		1	式			
内装解体工事		1	式			
本体解体工事		1	式			
基礎及び土間解体工事		1	式			
設備解体工事		1	式			
諸経費		1	式			
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

各年度支払予定金額

	支払回数	月	支払割合(%)	支払金額(円)	
令和7年度					
-	4月	-	-	-	
-	5月	-	-	-	
-	6月	-	-	-	
-	7月	-	-	-	
1	8月	30.00			
2	9月	1.42			
3	10月	4.29			
	11月				
	12月				
4	1月	4.29			
	2月				
	3月				
年度計			40.00		
令和8年度					
5	4月	3.75			
	5月				
	6月				
6	7月	3.75			
	8月				
	9月				
7	10月	3.75			
	11月				
	12月				
8	1月	3.75			
	2月				
	3月				
年度計			15.00		
令和9年度					
9	4月	3.75			
	5月				
	6月				
10	7月	3.75			
	8月				
	9月				
11	10月	3.75			
	11月				
	12月				
12	1月	3.75			
	2月				
	3月				
年度計			15.00		
令和10年度					
13	4月	3.75			
	5月				
	6月				
14	7月	3.75			
	8月				
	9月				
15	10月	3.75			
	11月				
	12月				
16	1月	3.75			
	2月				
	3月				
年度計			15.00		
令和11年度					
17	4月	3.75			
	5月				
	6月				
18	7月	3.75			
	8月				
	9月				
19	10月	3.75			
	11月				
	12月				
20	1月	3.75			
	2月				
	3月				
年度計			15.00		
合計			100.00		

※金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

南部地域療育センター多目的室賃貸借仕様書

第1章 総則

1-1 委託内容

南部地域療育センター敷地内における多目的室の設計、工事監理、施工（法的手続きを含む）及び賃貸借業務

1-2 履行期限

契約締結の日から令和12年3月31日まで

1-3 敷地概要、計画建物概要等

- (1) 設置場所 : 横浜市磯子区杉田五丁目32番地20号 横浜市南部地域療育センター内
- (2) 主要用途 : 多目的室（児童預かり等）
- (3) 敷地面積 : 約70m²
- (4) 工事延床面積 : 約50m²（想定）
- (5) 構造・規模 : 軽量鉄骨造・1階建て
- (6) 用途地域 : 第2種居住地域
- (7) 防火地域 : 準防火地域

1-4 契約条件

- (1) 建物使用期間 : 引渡日（令和7年9月26日想定）から令和12年3月31日まで。
- (2) 契約終了後は速やかに手続きを行い、解体を行うこと。解体に係る費用は本契約に含む。
- (3) 横浜市が建物を南部地域療育センターの指定管理者に管理させることを承諾すること。
- (4) 横浜市の事情により賃貸借期間を延長又は短縮を希望する場合においては、横浜市は期間満了前にあらかじめ受注者に通知の上、横浜市と受注者が協議して定めるものとする。

1-5 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び図面、特記仕様書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し、決定するものとする。

1-6 作成図書

設計にあたっては、関係法令を遵守すること。本件は建築基準法第6条に基づく建築確認を経ることを想定している。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書、図面に基づき、詳細設計、申請資料等の作成を行い、事前相談・許可申請等の手続きを受注者の責で完成させることとし、各手続きに係る費用等も本契約に含む。

受注者が作成する一般的な設計図書（以下、設計図書という。）は、設計図、建築図、電気設備図、給排水衛生設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計算書、建築確認申請）、その他必要図書とする。

1-7 建築材料等

原則として工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有するものとする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

1-8 施工前協議

施工前に、設計図書を市に提出し、市と協議を行うこと。

なお、設計にあたっては、本市と協議を行い、計画を決定すること。

1-9 工事監理等

工事に際しては、関連法令等を遵守したうえで施工管理体制を確立し、工事計画、工事工程等について市と協議し、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

なお、工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知してトラブルのないよう努め、その他必要に応じて周辺住民等への工事説明会を開催することとし、その際には必要な書類を作成し同席すること。

1-10 安全対策

降雨時施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事講習災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、南部地域療育センター利用者及び近隣住民の安全を確保すること。

第2章 施工計画

2-1 一般共通事項

- | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|
| (1) 事前現場調査 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| (2) 官公庁その他への届出 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

2-2 仮設工事

- | | | |
|--------------|--|---|
| (1) 現場事務所 | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (2) 工事用仮設トイレ | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (3) 工事用水 | <input checked="" type="checkbox"/> 支給 | <input type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (4) 工事用電力 | <input checked="" type="checkbox"/> 支給 | <input type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (5) 仮廻い | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |
| (6) 交通整理員 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |

2-3 土工事

- | | | |
|--|---------------------------------------|-----------------------------|
| (1) G Lは事前に高低差を調査し、協議の上決定すること。 | | |
| (2) 建設発生土を含む発生材が生じた場合は、横浜市と協議の上、法に則り適切に処分すること。 | | |
| (3) 再生碎石の使用 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| (4) 地質調査資料の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |

地質調査、測量等が必要になる場合は、本業務内で行うこと。

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造体力上必要な地耐力の確認及び不動沈下が起きない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途本市と協議を行うこと。

2-4 本体工事

- | | | |
|---|---------------|-------------------|
| (1) 捨てコンクリートの強度は $18N/mm^2$ 以上、基礎コンクリートの強度は $21N/mm^2$ 以上とする。 | | |
| (2) 床の積載荷重 | ■建築基準法による | □市構造基準による |
| (3) 鉄骨製作工場の認定 | □自社規定による | ■要 (ISO9001 認定工場) |
| (4) 鉄骨錆止め塗装 | ■建築工事標準仕様書を適用 | □自社比較による |

2-5 仕上工事

- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| (1) 外部仕上材使用 | □自社規定による | ■参考図面と同程度とする |
| (2) 内部仕上材使用 | □自社規定による | ■参考図面と同程度とする |

2-6 その他

- | | | |
|----------------------|---------------------------------|-------------------|
| (1) 地上障害物の処理 | □指定場所に移設
□受注者の責任において処分 | □指定場所へ処分
■別途協議 |
| (2) 地中障害物の処理 | □指定場所に移設
□受注者の責任において処分 | □指定場所へ処分
■別途協議 |
| (3) セキュリティシステム | □別途加入 | ■非加入 |
| (4) 清掃契約 | □有 | ■無 |
| (5) 試験、制作検査 | ■要 (公共建築工事標準仕様書に準拠)
□自社規定による | |
| (6) ガス | □要 | ■不要 |
| (7) ケーブルテレビ | □別途加入 | ■非加入 |
| (8) プロバイダー (インターネット) | □別途加入 | ■非加入 |
| (9) 消防用設備 | ■要 | □別途 |

(10) 外構工事、現況物の撤去復旧等は、特記仕様書のとおりとする。

第3章 設備

- 3-1 給水、排水、電気等は事前に市と協議のうえ施工すること。
3-2 衛生器具等は、事前に市と協議のうえ施工すること。
3-3 照明器具、コンセント及び弱電機器等は、事前に市と協議のうえ施工すること。
3-4 給排水、電気等の引き込み工事は、関係官庁等と必要な協議及び手続きをしたうえで施工すること。
3-5 解体時の撤去範囲等については、関係官庁等の指示に従い、本工事で対応すること。

第4章 引渡検査

- 4-1 受注者は、工事が完了したときは、必要な許認可手続きを経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
4-2 受注者は、市は、完了の通知を受けたときは、速やかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
4-3 検査に合格したときは、市は速やかに引渡しを受けるものとする。
4-4 受注者は、引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
4-5 受注者は、引渡しに際し、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出

書、その他必要書類を市に提出する。

第5章 維持管理

5-1 受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとし、市は、物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次の通りとし、それ以外の事項については、その都度協議により決定する。

(1) 公租公課	□市	■受注者
(2) 火災保険	□市	■受注者
(3) 法定点検	■市	□受注者
(4) 各種消耗品	■市	□受注者
(5) 電気料金	■市	□受注者
(6) 上下水道使用料	■市	□受注者
(7) 清掃	■市	□受注者
(8) セキュリティ	■市	□受注者
(9) 保守点検	□市	■受注者

第6章 工事等の疑義

6-1 工事等内容に疑義が生じたときは、市と協議を行い決定すること。

南部地域療育センター多目的室賃貸借特記仕様書

1 施設概要

- (1) 名称 : 南部地域療育センター多目的室
- (2) 設置場所 : 横浜市磯子区杉田五丁目 32 番地 20 号 横浜市南部地域療育センター敷地内
- (3) 構造規模等 : 軽量鉄骨造・1 階建て
室内の用途・設備は次のような構成を目安とし、本市と協議のうえで設定する。
多目的室（児童の一時預かりや保護者の研修会等を実施）、男女兼用トイレ、給湯設備、キッチンシンク、エアコン
- (4) 敷地面積 : 約 70 m²
- (5) 延床面積 : 約 50 m²
- (6) 建築面積 : 約 50 m²
- (7) 建物配置 : 別紙配置図参照

2 一般共通事項

本工事は、この仕様書による他は原則として以下によることとする。

- 「公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「公共建築工事標準仕様書 機械設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「公共建築工事標準仕様書 電気設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3 建築工事

(1) 直接仮設工事

建築に係るやり方、墨だし・現寸型板、外部足場、安全手摺、防炎養生シート、養生、清掃後片付け一式とする。

(2) 土工事

根切り、埋め戻し、残土処分、碎石地業一式とする。なお、残土については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に準じて適切に処理すること。

(3) コンクリート工事

基礎工事等に係るコンクリートの材料及び打設手間及び運搬費一式とする。

(4) 型枠工事

基礎工事等のコンクリート設置に係る型枠損料及び運搬費一式とする。

(5) 鉄筋工事

基礎工事等に使用する材料、加工手間、運搬費一式とする。

(6) 鉄骨工事

鉄骨建物本体等に使用する鉄骨等の材料、工場加工費、運搬費、鉄骨建て方費、建て方に使用する重機の損料、鑄止め塗装費等一式とする。なお、鉄骨断面等は構造計算により安全を確かめるものとする。

(7) 防水・アルミシーリング

アルミサッシ廻り等のシーリング一式とする。

(8) 木工事

建具廻りの枠等一式とする。

(9) 金属工事

壁下地軽鉄、天井下地軽鉄、天井点検口及び切り込み補強一式とする。

(10) 左官工事

スラブのコンクリートの直押さえ、雑部のモルタル塗等一式とする。

(11) 外部建具工事

外部に面する建具とその金物一式とする。なお、出入口については鍵付きとすること。

また、外部に面する建具には、網戸及びカーテン（防炎性能を有すもの）を設置すること。

(12) 内部建具工事

内部に面する建具とその金物一式とする。

(13) ガラス工事

建具に使用するガラス、ガラスシーリング及びガラスクリーニング一式とする。ガラスの透明、型の仕様は取付位置に応じて協議し決定するものとする。

(14) 塗装工事

塗装一式に係る工事とする。

(15) 内装工事

床、壁、天井、巾木、廻り縁材等一式とする。

(16) 仕上げ工事

室名板等一式とする。

(17) 外構工事

建物周囲に支障のない施工一式とする。

(18) 現況物の撤去等及び復旧工事

ア 敷地内の現況の樹木・雑草等で工事に支障がある場合は、本市と協議の上、撤去・処分を行う。

イ 敷地周囲には現況柵が設置されているため、必要に応じて一時取り外しの上、保管、解体後の復旧を行う。ただし、再使用に支障があると認められる場合は、本市と協議の上、新材での復旧を行う。

ウ 解体後の復旧は土での舗装を想定するが、解体工事着手前に本市と協議の上、決定する。

4 電気設備工事

電気設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 平成25年版）」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を施設すること。

なお、原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

(1) 幹線設備

敷地引き込みから分電盤までの配管・配線及び機器の取付け一式とする。

(2) 動力設備

分電盤以降の配管・配線、照明器具及び配線器具の取付け一式とする。

(3) 弱電設備

テレビ設備等一式とする。

(4) その他

その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本工事において施設すること。

5 給排水設備工事

(1) 給水設備

既存給水配管から引き込みを行うこと。手続きに要する費用及び申請事務費、水道加入金は本工事に含むものとする。給水設備の工事は、神奈川県県営上水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

解体時の撤去範囲については、関係官庁等と協議の上で決定するものとする。

(2) 給湯設備

電気給湯器を利用し、所定の位置へ設置すること。

(3) 排水設備

汚水排水は既存汚水管へ接続すること。必要な箇所には有効な通気管を設ける。工事は、横浜市下水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。手続きに要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。

敷地内の現況の排水ますへの接続を想定するが、使用可否を確認の上、施工すること。

(4) 雨水排水設備

別途協議の上設置すること。

(5) 衛生器具設備

大便器は通常の洋式便器とする。暖房便座、温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。

6 空気調和設備工事

(1) 空調調和設備

居室に適切な容量のエアコンを設置すること。

屋外機は、建物の外部に配置する。

(2) 換気設備

所要の換気量を満足する換気扇を設けること。

7 消防用設備

- ・法及び所轄消防署指導に従い、必要な消火設備を設置すること。
- ・消防法に準じた消火器を必要数設置すること。
- ・消火設備の設置については、所管消防署と十分協議し、必要な手続きを行うこと。

8 その他条件

土地の造成については、工事上必要最低限の範囲で行うこと。

車両搬入時間や作業時間については、近隣の施設や住宅に十分配慮すること。

建物の引渡しの時期は令和7年9月26日を原則とし、現場の状況等により引き渡しの日が前後する場合は、双方の協議のもと改めて定めることとする。

その他、関係法令、指導通達及び計画通知等における指導を遵守すること。

現場説明書

- 1 件名** 南部地域療育センター多目的室
- 2 履行場所** 横浜市磯子区杉田五丁目 32 番地 20 号 横浜市南部地域療育センター敷地内
- 3 賃貸借概要** 仕様書・特記仕様書、概略図のとおり
※建物、設備の設置費、解体撤去費を含む。
- 4 配布図書** (1)仕様書・特記仕様書
(2)配置図
(3)現場説明書
- 5 工期** 契約締結日から引渡日（令和 7 年 9 月 26 日想定）まで
- 6 予定賃貸借期間** 引渡日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 7 契約履行上の特別条件**
- (1) 支払いについて
別添各年度支払予定金額参照。
なお、リース料の算定にあたっては、引渡し日を含む月を 1 回目として全体の 40% を設定し、
2 回目以降については、全体の支払額から 1 回目の支払額を差し引いた残額を、令和 12 年 3 月ま
での期間において 4 半期ごとの支払となるよう割合を設定する。
- (2) 建方、解体上の安全について
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。
関連詳細については、8 の各項目に留意すること。
- (3) 各種下請け業者（専門業者）について
電気設備・衛生設備は、賃貸借契約に含む。なお、市内業者の優先使用を配慮すること。
- 8 現場状況及び関連事項**
- (1) 建方、解体工事の施工にあたっては、仕様書等に記載してある事項以外で特に必要な事項につ
いては、横浜市建築工事特則仕様書、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」「機
械設備工事共通仕様書」、「電気設備工事共通仕様書」及び建築基準法、建築基準法関係法令、安
全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
- (2) 建方着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の樹木等を十分調査のうえ、
その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場合はそれらの保護または適切な措置を
する。
- (3) 建方工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮すること。
- (4) 工事計画及び工程については、本市職員と十分打ち合わせを行い、工事の安全と工程を遵守し
作業を進める。
- (5) 建方・解体工事中、道路など既存物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずると共に、

本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。

- (6) 搬入路の確保に際し、支障となる樹木等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (7) 南部地域療育センターの登降園時間は、資材搬出入を行わない。
- (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立て安全対策を講じる。
- (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (10) 飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。
- (11) 発生材（産業廃棄物）の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理する。
- (12) 工事用仮設電気・水道は、その手続を含め実施すること。
- (13) 工事写真は、工程段階ごとに撮ること。
- (14) 工事の施工に際し、関係各所と十分な連絡を取り、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (15) その他、不明な点は、事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

9 担当 こども青少年局 障害児福祉保健課 TEL 045-671-4279

室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散する材料については、

F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆又はその同等品(旧 JAS 又は旧 JIS における Fco、Eco を含む。)とする場合は、あらかじめ横浜市の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・パーティクルボード・その他の木質建材
- ・家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ユリア樹脂板
- ・壁紙
- ・壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・保温材・緩衝材・断熱材
- ・塗料
- ・仕上塗材

(2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・塗料
- ・溶剤

(3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤

(4)フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシリ等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・壁紙用接着剤(規格品とする)
- ・木工用接着剤

2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を持つものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定

次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、横浜市に報告する。

- ・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

- ・検知管法
- ・定電位電解法

- ・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・測定対象室及び個所数

室名	箇所数	回数／時期
多目的室	2か所	各1回／引渡前

- ・空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、横浜市との協議による。

なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、横浜市と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、横浜市の指示による。

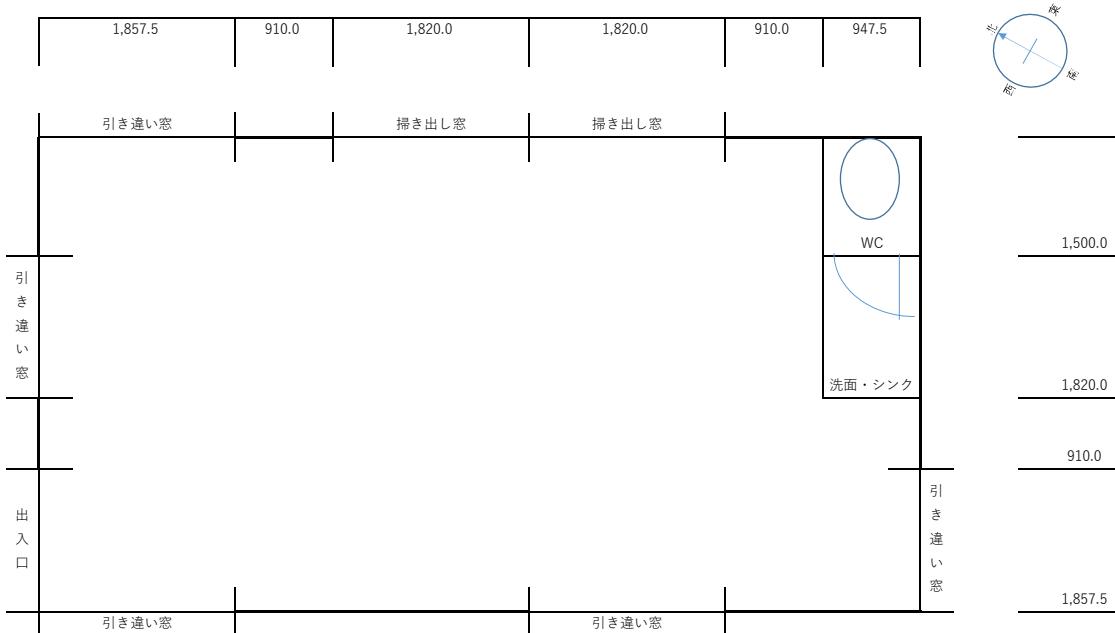
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25°Cの場合）
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 µg/l)
アセトアルデヒド	0.03 ppm (48 µg/l)
トルエン	0.07 ppm (260 µg/l)
キシレン	0.05 ppm (200 µg/l)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 µg/l)
スチレン	0.05 ppm (220 µg/l)
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm (240 µg/l)

配置図

位置図



参考図面



参考

外部仕上表						
構造	軽量鉄骨プレース構造					
屋根	ルーフデッキ：カラー鋼板 $t=0.5$ 、山高 $h=88$ 、裏面ポリウレタン $t=4$ 貼り（不燃第1860号）					
破風鼻隠し	カラー鋼板 $t=0.5$ 、 $h=300$					
軒天	ルーフデッキ裏現わし					
外壁	防火サイディング $t=12$ 、塗装品、（壁パネル柱落し込み式）（防火認定第1286号）					
開口部	アルミサッシ（ブロンズ）乙種防火戸（網入りガラス $t=6.8$ ）、網戸付き 出入口把手中心 $H=900$ 、鍵高さ $H=1400$ (複数ドアタイプ)					
樋	軒樋：塩ビ製 U-120、堅樋：VU-75φ					
基礎	コンクリート布基礎					
備考	床リヨーカ床：ノンスリップ。仕上					
内部仕上表						
室名	床	巾木	内壁	廻縁	天井	備考
指導室	コンクリート $t=100$ (ワイヤーメッシュ) ネダフォーム $t=40$ フローリング $t=12$	ソフト巾木 $h=60$	ビニルクロス（準不燃第0003号） 石膏ボード $t=12.5$ 下地 断熱材：グラスウール $t=50$	塩ビ製	ジプトーン $t=9.5$ (準不燃第2016号) 断熱材：グラスウール $t=50$	カーテンレール
便所 洗面所	同上 エンビシート（ノンスリップ）	同上	同上	同上	同上	カーテンレール 小児用（便器・手洗器）